

## 安全データシート

## Infutrace

作成日:2010年12月1日

改訂日:2020年10月1日

## 1. 製品及び会社情報

製品名	Infutrace(インフュートレース)
製品コード	309-500-1~2、309-500-6~8
会社名	株式会社ファルマ
住所	東京都渋谷区大山町 36-7
電話番号	03-6407-2570
FAX番号	03-3465-0300
電子メールアドレス	tokyo@falma.co.jp
緊急連絡先	080-8878-0242
推奨用途及び使用上の制限	試験研究用:病理組織用ホルムアルデヒド中和剤

## 2. 危険有害性の要約(製品の情報がなため、成分のデータから区分を推定した)

## GHS分類

健康に対する有害性	皮膚腐食性/刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2A
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2(呼吸器)

上記以外の項目は、分類対象外、分類できない又は区分外

## GHSラベル要素

## 絵表示



## 注意喚起語

警告

## 危険有害性情報

皮膚刺激

強い眼刺激

呼吸器の障害のおそれ

## 注意書き

## 安全対策

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

取扱い後は手などをよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

蒸気、スプレーを吸入しないこと。

## 応急措置

皮膚に付着した場合、水で洗うこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合、水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

皮膚又は眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当を受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

日光を避け、容器を密閉し、室温に保管すること。

関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。

保管

廃棄

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物

成分及び濃度

成分

濃度

CAS 番号

官報公示整理番号  
(化審法、安衛法)

りん酸

<2%

7664-38-2

(1)-422

### 4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪いときは、医師の診察、手当を受けること。

皮膚に付着した場合

水で洗うこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

皮膚刺激が続く場合、医師の診察、手当を受けること。

眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当を受けること。

飲み込んだ場合

速やかに口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

気分が悪いときは、医師の診察、手当を受けること。

予想される徴候症状

経口摂取：口腔粘膜及び喉の刺激が生じることがある。

皮膚又は眼に刺激が生じることがある。

吸入：気道刺激が生じることがある。

### 5. 火災時の措置

消火剤

水、粉末、二酸化炭素、泡、乾燥砂

特有の危険有害性

火災により刺激性又は有害なガスが発生するおそれがある。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

特有の消火方法

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火を行う者の保護

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	作業には、保護具(手袋・眼鏡・マスク等)を着用する。 必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項	漏出物を河川や下水に直接流してはならない。
封じ込め、浄化の方法及び機材	乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

#### 技術的対策

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

#### 安全取扱注意事項

眼、皮膚への接触、吸入又は飲み込まないこと。

換気の良い区域で使用する。

#### 衛生対策

取扱い後は手などをよく洗うこと。

### 保管

#### 安全な保管条件

日光を避け、容器を密閉し、室温に保管すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

### 管理濃度

未設定

### 許容濃度(2018年版)

#### 日本産衛学会

1 mg/m<sup>3</sup>

#### ACGIH

TLV-TWA 1 mg/m<sup>3</sup>、TLV-STEL 3 mg/m<sup>3</sup>

### 設備対策

取扱場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置すること。

局所排気装置を使用すること。

### 保護具

#### 呼吸用保護具

必要に応じ、呼吸用保護具を着用すること。

#### 手の保護具

保護手袋を着用すること。

#### 眼の保護具

保護眼鏡、保護面を着用すること。

#### 皮膚及び身体の保護具

必要に応じ、保護衣、保護長靴を着用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

### 物理的状态

#### 形状

透明液体

#### 色

無色

#### 臭い

無臭

#### pH

2~3

### 融点・凝固点

データなし

### 沸点、初留点及び沸騰範囲

データなし

### 引火点

データなし

### 蒸発速度(酢酸ブチル=1)

データなし

爆発範囲	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度(空気=1)	データなし
比重(相対密度)	データなし
溶解度	水に可溶
分解温度	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	塩基と反応する。
化学的安定性	常温で安定。
危険有害反応可能性	強酸化剤、亜硝酸塩、過酸化物と反応し、有毒ガスが発生する可能性がある。
避けるべき条件	加熱
混触危険物質	強酸化剤、亜硝酸塩、過酸化物
危険有害な分解生成物	燃焼により、窒素酸化物、りん酸化物などが生成される。

## 11. 有害性情報(製品の情報が無いため、成分のデータから区分を推定した)

急性毒性	製品の濃度から区分外
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギに 85%のりん酸溶液を適用した結果、4 時間以内に腐食性がみられたとの報告がある(SIDS (2011))。一方で、75%溶液を 4 時間半閉塞適用した結果、腐食性はみられなかったとの報告がある(SIDS(2011))。また、詳細は不明であるが、75%溶液は皮膚に激しい薬傷を引き起こすとの記載がある(産衛学会許容濃度の提案理由書(1990))。りん酸は強酸性を示し、EPA Pesticide により刺激性 I、EU DSD 分類で「C; R34」、EU CLP 分類で「Skin Corr. 1B H314」に分類されていることから区分 1。製品の濃度より区分 2。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	ウサギの眼に 75-85%のりん酸溶液を適用した結果、腐食性がみられたとの結果がある(SIDS(2011))ことから区分 1。製品の濃度より区分 2。
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。
発がん性	データ不足のため分類できない。
生殖毒性	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	りん酸はヒト及び実験動物に気道刺激性がある(産衛学会許容濃度の提案理由書(1990)、SIDS(2011)、ACGIH (7th, 2001)、EPA Pesticide(1993))。ヒトの事例は複数

	あるが、吸入では重度のばく露で嘔声、呼吸困難、喘鳴（喉頭浮腫による）、最も深刻なケースでは非心原性肺水腫を引き起こす場合がある。経口摂取で悪心、嘔吐、腹痛、出血性下痢、食道、胃の刺激あるいは火傷が報告されている(HSDB (Access on September 2014)、UKPID MONOGRAPH(1998))ことから区分 1(呼吸器)。製品の濃度より区分 2。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトでの有害性知見はない。実験動物ではラットにりん酸を強制経口投与(雄:42 日間、雌:40-52 日間)した反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験において、250 mg/kg/日(90 日換算: 約 117 mg/kg/日(区分外))まで無毒性であり、500 mg/kg/日で死亡例がみられたものの、標的臓器は不明であった(SIDS (2011))。よって、経口経路では区分外相当であるが、他の経路での毒性情報がなく、データ不足のため分類できない。
誤えん有害性	データ不足のため分類できない。
12. 環境影響情報	
生態毒性	
水生環境有害性(急性)	データ不足のため分類できない。
水生環境有害性(長期間)	データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。
汚染容器及び包装	容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意	
国際規制	非該当
国内規制	非該当
注意事項	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
15. 適用法令	
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険有害物 名称等を通知すべき危険有害物 危険性又は有害性等を調査すべき物

---

上記内容は当社で入手可能な情報に基づいて作成していますが、記載データや評価に関しては、情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。未知の有害性があり得ますので、取扱には十分ご注意ください。